令和６年１月５日

財産所持者等　各　位

更 生 会 社　株式会社プロルート丸光
管 財 人　弁 護 士　山　本　幸　治

財産所持者等へのお知らせ

令和６年１月５日付け当社の会社更生手続開始決定に伴い、大阪地方裁判所から、会社更生法第43条３項３号の規定に基づく通知が発せられましたので、お知らせいたします。

なお、更生会社に対する買掛債務の弁済は、別途の通知等がない限り、これまでの取引において指定されておりました更生会社名義の口座にご送金いただきますようお願いいたします。

以　上

令和６年１月５日

更生債権者等

各位

財産所持者等

大阪地方裁判所第６民事部再建型・大型事件係

裁判所書記官　芝　　裕　史

更生手続開始等通知

更生会社株式会社プロルート丸光（大阪市中央区北久宝寺町二丁目１番３号）に対する当庁令和５年（ミ）第１号会社更生事件について，令和６年１月５日午前１０時，会社更生法による更生手続が開始され，併せて下記のとおり定められましたので通知します。

記

１　更生手続開始決定の主文

株式会社プロルート丸光について更生手続を開始する。

２　管財人の氏名

弁護士　山　本　幸　治

３(1)　更生債権又は更生担保権の届出期間

令和６年２月６日まで

(2)　更生債権又は更生担保権の一般調査期間

令和６年３月１３日から令和６年３月２７日まで

４(1)　管財人が更生計画案を提出すべき期間

令和６年５月２２日まで

(2)　更生会社，届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間

令和６年４月２２日まで

５　管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間

令和６年２月６日まで

（裏面も必ずお読みください）。

（説明及び注意事項）

1　更生債権・更生担保権の届出について

(1)　会社更生手続では，更生会社に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権等を更生債権といい，更生手続開始当時，更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権，質権，抵当権及び商法又は会社法の規定による留置権に限る。）によって担保された範囲のものを更生担保権といいます。

(2)　更生債権者は更生債権届出書を，更生担保権者は更生担保権届出書をそれぞれ次の場所に送付して債権の届出をしてください。

〒530-0005大阪市北区中之島三丁目２番４号中之島フェスティバルタワー・ウエスト１１階 きっかわ法律事務所　更生会社管財人山本幸治気付 大阪地方裁判所令和５年（ミ）第１号事件書類受領事務担当

なお，届出債権者が法人であるときは，法務局作成の代表者事項証明書又は登記事項証明書１通を必ず添付してください。

(3)　届出期間までに届出をしない場合は，原則として権利を失い，弁済を受けられなくなるおそれがありますので，十分に注意してください。また，郵便が到着したかどうかの問い合わせには応じかねますので，確認されたい場合は，配達証明郵便，書留郵便等を利用してください。

2　管財人の選任に関する意見について

更生会社，更生債権者，更生担保権者，株主及び労働組合等（更生会社の使用人の過半数で組織されたもの。そのような労働組合がない場合には，更生会社の使用人の過半数を代表する者）は，管財人の選任について，期限までに書面により意見を述べることができます。

3　財産所持者の財産交付及び債務の弁済に関する注意

更生会社の財産の所持者及び更生会社に対して債務を負担する者は，更生会社（従前の代表者）に対し，財産を交付したり，弁済をしたりしてはなりません。更生会社の財産の所持者がその財産を引き渡すときは，管財人に対してしなければなりませんし，更生会社の債務者がその債務を弁済するときは，管財人にしなければなりませんので注意してください。

更生会社の経営状態，取引，今後の進行状況に関するお問い合わせ先は，

〒530-0005
大阪市北区中之島三丁目２番４号中之島フェスティバルタワー・ウエスト１１階
きっかわ法律事務所
更生会社株式会社プロルート丸光管財人　山本幸治
電話　06-4708-5671です。

〒530-8522
大阪市北区西天満2丁目1番10号
大阪地方裁判所第6民事部　再建型・大型事件係
電話　06-6365-5868

（裏面も必ずお読みください）。